

安八町告示第161号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年11月18日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年12月26日

安八町監査委員 清 伸二
安八町監査委員 碓井 昭夫

記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

令和元年11月18日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年11月5日、新幹線代他町長分（国会議員と町村長との懇談会の折り）の旅費 34,790円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年11月6日 支出明細（旅費）
3. 令和元年8月13日付 安総第3916号 情報公開請求却下通知書
4. 令和元年8月13日付 安総第3917号 情報公開請求却下通知書
5. 令和元年8月13日付 安総第3918号 情報公開請求却下通知書
6. 令和元年8月13日付 安総第3919号 情報公開請求却下通知書

7. 令和元年8月13日付 安総第3920号 情報公開請求却下通知書
8. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
9. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
10. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシー代) の戻入れについて

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年11月19日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年11月5日、新幹線代他町長分(国会議員と町村長との懇談会の折り)の旅費 34,790円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年12月23日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年12月18日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和元年11月27日、令和元年12月23日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成30年10月1日付 岐町村第1322号「第3回評議員及び町村長セミナー(以下「セミナー等」という。)の開催について(通知)」が、岐阜県町村会 会長から安八町長(以下「町長」という。)に送達された。
- (2) (1)の内容は、「1. 日時 平成30年11月5日(月)午前11時30分～ / ・評議員会(11:30～12:30) / (略) / ・町村長セミナー(13:20～16:30)、2. 場所 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 全国町村会館2階ホール TEL03-3581-0471、3. 議題(予定) (1) 評議員会 ①国会議員と町村長との懇談会について ②今後の会議予定について ③国・県に対する要望活動について ④平成30年度市町村職員統一採用試験の実施結果について ⑤その他 / (2) 町村長セミナー ①政策説明「(仮) 地方税制の課題について 総務省自治税務局企画課長」 ②政策説明「(仮) 幼児教育無償化について 内閣府子ども・子育て本部参事官」 ③講演「(仮) 田園回帰の時代へ 一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所 所長」であった。
- (3) 平成30年10月1日付 岐町村第1323号「国会議員と町村長との懇談会(以下「懇談会」という。)の開催について(通知)」が、岐阜県町村会 会長から町長に送達された。
- (4) (3)の内容は、「1. 日時 平成30年11月5日(月)午後5時～、2. 場所 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 全国町村会館2階ホール TEL03-3581-0471、3. 出席者 〈国会議員側〉(予定) 岐阜県選出の自由民主党国会議員 〈町村側〉全町村長、県事務局長、4. その他(略)」であった。
- (5) セミナー等並びに懇談会には、町長が出席した。

- (6) セミナー等では、(2) のとおり評議員会と町村長セミナーが開催された。
- (7) セミナー等の後に開催された懇談会では、町長は安八町第五次総合計画（以下「総合計画」という。）に掲げるまちづくりの実現のためには、岐阜県選出の国会議員の理解と協力が必要不可欠だと考えていたことから、安八スマートインターチェンジの効果を最大限に有効活用し魅力的なまちづくりを実現するために必要な課題等を国会議員と積極的に意見交換した。
- (8) 町長は(4) にいう懇談会終了後、懇談会の出席者らとそれぞれの立場で岐阜県全域並びにそれぞれの市町村におけるまちづくりの課題等につき意見交換をする予定であったことから、セミナー等並びに懇談会の開催場所である全国町村会館で1泊した。
- (9) (5) を原因とする本件請求にいう旅費は、町長に係る鉄道賃（新幹線代：21,690円 岐阜羽島駅～東京駅）及び宿泊料（13,100円）であり、その額は安八町職員の旅費に関する条例第12条並びに第16条別表1の区分に基づく額である。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 安八町職員の旅費に関する条例

公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費について規定されている。

2 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その職務と権限は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

- (1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるものであれば許される。
- (2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまるに限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

3 最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44巻第3号431頁

住民監査請求や住民訴訟の対象は公金の支出等6つの財務会計行為に(財務会計上の行為又は怠る事実)に限って認められており、財務会計行為以外の一般行政条の行為(非財務会計行為)は、たとえそれが違法なものであってもこれを対象とすることができない。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「町長は安八町を代表して本件に出席しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し、会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならないことは言うまでもない。また、本件に関する復命されたものが何も残っていなければ本当に出席したのか、についても疑義が生ずるものとなる。公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件監査では、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(5)について、その公務性を検討することとした。

セミナー等並びに懇談会に出席することの経緯についてだが、同／(1)、(3)のとおりであり、次に目的等についてだが、同／(6)、(7)のとおりであり、総合計画に掲げるまちづくりを実現することであった。

加えて、懇談会後に懇談会の出席者らと意見交換を行い、また、懇談会の出席者らとそれぞれの立場で岐阜県全域並びにそれぞれの町村におけるまちづくりの課題等につき意見交換することは、第6 判断に当たっての関係法令等について／2 町長の権限及び職務について／(1)、(2)で示されているとおり、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決によって示された基準に従って判断するに、セミナー等並びに懇談会及び懇談会後の意見交換は町長の職務の範囲内であり、公務であると判断した。

以上のことから、公務であるセミナー等並びに懇談会、そして懇談会後の意見交換に付随して支出された本件請求は、町に損害を与えるものではないと判断した。

なお、請求人が請求の理由3の後段で主張している、「最後に安八町支出負担行為の整理区分に関する規則 別表第1「7 旅費」の「支出負担行為に必要な書類」に「請求書、旅行命令書」と規定されているが、本件の支出負担行為には「請求書」も「旅行命令書」も無く、安八町支出負担行為の整理区分に関する規則で規定されている「支出負担行為に必要な書類」が備わっていない違法若しくは不当な公金の

支出である。」についてだが、行政事務のあり方を指摘しているものであって、法第242条第1項の趣旨に該当するものではないと判断したことから本件監査では検討しないこととした。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由3の記載のとおり、「公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシー代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

本件監査請求とは直接関係あることではないが、公金を支出するための事務手続きにおいて使用する関係規則等に定められた様式の整理、又は見直しを早急を実施すべきであることを申し添える。